

立地計画書への意見

(仮称)向町開発計画

【関係市町村】

□ 甲府市	
1	当該開発計画における立地予定場所での公共下水道については、甲府市公共下水道事業許可区域外で、基本的に下水道の使用はできない区域であり、また、既設下水道管路施設の現有能力等の検討を行った結果、施設能力を上回る汚水量であり区域外流入としても取り扱うことが出来ないため、使用は不可能です。
2	当該案件は、市街化調整区域内の開発行為のため、都市計画法第29条の規定に基づく開発許可の取得が必要であり、当該開発許可申請が提出された際には、所定の手続きに則り審査等が開始される予定であります。 なお、当該案件の申請地内に農振農用地（青地）が含まれることから、当該開発許可申請時には、農振法及び農地法による調整等の完了が必要であることを申し添えます。
3	市の中心部から直線で5km圏内、車での移動も5分程度であることに加え、市南部や東部の小規模な郊外型の商店会等と比較的近い距離であることから、それらの地域の小売店舗への影響が懸念されることから隣接する店舗を含めた周辺への影響評価と住民への周知を徹底されたい。
4	当該地周辺エリアについては、本市の特産農産物であるブドウを大規模に生産されている集団的な農地であったが、近年、交通網の発達とともに急速に都市化が進展し、それに伴い住宅地等との混住化が進み営農環境は悪化しつつある。 本市農業施策の基本である集団的で優良な農地を確保・保全する観点から、平成21年見直しの甲府農業振興地域整備計画のなかでは、今後守るべき集団的な優良農地として、市内7カ所の集団的優良農地を重点区域として定めたが、当該地については、この区域に該当しないため、開発行為もやむを得ないものと考えられる。 農振法第13条第2項第3号では、除外要件の一つとして「当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。」と定められているため、認定農業者に対しては事前に対応策を講じておくことが必要である。 また、開発区域に含まれる農業者で、今後も営農を希望する者がいる場合は、替え地等の斡旋を確実にし、意欲ある農業者の保護育成に努めたり、隣接する農地への影響を最低限にするなど農業振興上の配慮についても行っていただきたい。

【関係市町村の住民等】

(意見の提出はなし)